

令和3年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年6月15日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和3年度 定期監査（第3期）

期間 令和3年11月29日（月）～令和4年3月28日（月）

範囲 令和2年度（令和3年1月1日から令和3年3月31日まで）、令和3年度（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

総務企画部、市民福祉部、建設部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
総務企画部	総務課	1 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。	1 指摘後、直ちに訂正した。
	経営企画課	1 服務事務 年次有給休暇請求票を決裁していない。	1 指摘後、直ちに決裁した。再度の誤りを防ぐため、関係課と連携し、休暇取得時の確認の徹底を図った。
市民福祉部	子育て支援課	1 契約事務 随意契約の根拠条項を明記していない。 2 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。	1 指摘後、直ちに訂正した。 2 指摘後、直ちに訂正した。
	健康推進課	1 契約事務 予定価格調書が見積提出依頼書の発送後に作成されている。	1 指摘後、直ちに周知し注意喚起を行った。
	生活環境課	1 財産管理 物品の不用決定において、財産経営課及び財政課との合議を行っていない。	1 指摘事項を改善し、今後は適正な事務処理を行うため、チェック体制を強化した。

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
建設部	建設課	1 契約事務 予定価格調書が見積提出依頼書の発送後に作成されている。	1 指摘後、係内における複数の担当者で確認を行うようチェック体制を強化した。